

平成31年2月20日付け津市監査委員告示第2号公表分

監査の結果	普通財産の貸付けの一部について、当該貸付収入に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日と示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。
措置の内容	普通財産の貸付けについて、年度当初に財産貸付収入に係る調定を行った。